

- 第1条〔名称〕 本会は千葉徳洲会病院健康友の会と称する。
- 第2条〔事務所〕 当会は事務所を千葉徳洲会病院内におく。
- 第3条〔目的〕 当会は千葉徳洲会病院と地域の住民・病院利用者が連携し、地域における保険・医療・福祉の向上に努め、以って地域社会の健全なる発展に寄与することを目的とする。
- 第4条〔事業〕 当会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1、健康に関する相談、講演および健康教室の開催。
  - 2、医師、健康診断(人間ドックを含む)の紹介。
  - 3、広報誌(なのはな)を希望者に発行
  - 4、レクレーションなど親睦行事の開催。
  - 5、保険・医療・福祉に関する行政などへの提言。
  - 6、その他当会の目的達成のために必要と認められる事業。
- 第5条〔会員〕
- 1、当会の会員は、第3条の目的に賛同し、所定の会費を添えて入会を申し込んだ者をもって会員とする。
  - 2、会員には「千葉徳洲会病院健康友の会会員用診察券」を配布する。
- 第6条〔会費〕
- 1、当会の会員は、入会時入会金2,000円を納入する。
- 第7条〔地域分区〕
- 1、当会は、対象者が広範囲の為、地域を19班に分区し、情報の迅速な伝達と親睦をはかること。
  - 2、分区は以下の通りとし、支部長をおく。

1班 新高根	10班 八木が谷、みやぎ台、咲が丘
2班 高根台、大穴南	11班 鎌ヶ谷市
3班 習志野台[1]	12班 飯山満[1・2]、二宮
4班 習志野台[2]	13班 薬円台・前原
5班 習志野台[3・4・5(みゆき町会)・6]	14班 習志野、千葉市、八千代市
6班 習志野台[5(みゆき町会除く)・7・8]	
7班 芝山	15班 松が丘、古和釜、大穴
8班 芝山団地	16班 坪井、小室
9班 三咲、南三咲、丸山、金杉台	17班 飯山満[3]、七林、西習志野
金杉、二和東・西	18班 習志野、田喜野井、三山
	19班 県外
- 第8条〔役員〕
- 1、当会には、次の役員をおく

会長	1名
副会長	1名
事務局長	1名
事務局次長	2名
幹事	若干名
会計	1名
監査	2名
  - 2、前項に定める幹事は第7条2項に定める地区支部の支部長ならびに会長の推薦による学識経験者をもってあてるものとする。
  - 3、当会に顧問をおくことができる。